

令和6年9月19日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

姫路市長 清元 秀泰

市町村名 (市町村コード)	姫路市 (282014)
地域名 (地域内農業集落名)	太尾 (太尾)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月28日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

自治会165世帯のうち農地所有者は94世帯であるが、8割近くが離農している。水稻耕作者は21世帯であり、半数が70歳を超えている。筆数は約550筆、平均8.5a。耕作者の高齢化、後継者不足、農作業の非効率性が大きな課題となっている。
主な作物: 水稻、小麦、野菜

(2) 地域における農業の将来の在り方

現在、個人管理田が約15.2ha、太尾営農が18.5ha、認定農業者2名が約8.8ha管理している。今後、個人耕作者が離農した場合に担い手で吸収していける体制の構築、及び新規就農者を呼び込めるよう集約、集積を行い、合理化、低コスト高収益化を目指していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	46.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	45.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及び現在耕作している農地とその周辺農地を農業上の利用が行われる農用地等の区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構、農地法3条申請を活用し、太尾営農、認定農業者及び新規就農者に集積、集約を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
今後離農を考えている農家に、中間管理機構を通して太尾営農、認定農業者が預かるように集約、集積を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備の要望書を令和4年10月に提出済み。 生産性、効率の向上、農地の集積、集約を図るために大区画化、汎用化を進める。また、新規就農者を呼び込む材料として農区で話し合いを継続していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
水稻だけでは利益が見込めないので、太尾営農では小麦、玉ねぎの栽培を増やしていく。認定農業者も玉ねぎ、白菜、黒大豆、菊芋等の栽培、新規認定農業者も玉ねぎ、白菜をメインに参入してもらう。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
JAには小麦、玉ねぎの営農指導を受けつつ、玉ねぎの収穫作業をバックアップしてもらっている。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

✓	①鳥獣被害防止対策	②有機・減農薬・減肥料	③スマート農業	④畑地化・輸出等	⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等	⑦保全・管理等	⑧農業用施設	⑨耕畜連携等	⑩その他
【選択した上記の取組方針】					
①イノシシ、シカの被害が年々増加している。イノシシ捕獲用箱わなを2基設置し、徐々に効果が表れている。ワイヤーメッシュ柵の設置も市に要望している。設置済のイノシシ用電柵の管理、整備、補修に関しては今後も継続していく。					